

令和4年度無線設備試買テスト中間報告(第1次)概要

微弱無線局の基準に適合しない無線設備を使用すると、他の無線局に混信その他の妨害を与えるおそれがあるだけでなく、電波法違反による罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の対象となります。

そこで、総務省では、無線設備購入者等による電波法違反を未然に防止するため、一般に販売され市場に広く流通している無線設備について、免許不要で使用できる「微弱無線局」(電波法施行規則第6条第1項第1号で規定する電波が著しく微弱な無線局)の基準への適合を確認するため「無線機器試買テスト」による測定を行っています。

令和4年度は7月までに、55機種を対象に測定を行い、51機種(92.7%)が微弱無線局の基準を超える電波を発射することが確認されました。

無線設備の用途	測定実施機種数	不適合機種数
FMトランスミッタ	20	18
トランシーバ	7	7
ビデオトランスミッタ	2	2
ワイヤレスカメラ	13	11
ワイヤレスチャイム	4	4
通信機能抑止装置	2	2
市民ラジオ	3	3
ベビーモニタ	4	4
合計	55	51 (92.7%)

結果については、総務省電波利用ホームページ(<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>)において公表します。

また、これまでに実施した無線設備試買テストで微弱無線局の基準に適合しない結果となった無線機器についても、測定データや写真等を公表していますので、無線設備の購入や販売の際には、これらの情報も参考としてください。